

福岡市公報

令和 8 年 3 月 16 日 第 7219 号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	ページ
○福岡市立老人福祉センター条例施行規則の一部改正 (第12号)	1
公 告	
○特定調達契約等に係る落札者の決定 (第67号)	2
○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定 (第68号)	2
○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定 (第69号)	3
○開発行為に関する工事の完了 (第70号)	3
交 通 局	
○福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部改正 (規程第 1 号)	4
○福岡市交通局広告取扱規程の一部改正 (規程第 2 号)	8
正 誤	
○令和 8 年 2 月 26 日付第 7214 号 (別冊) 中正誤	8

規 則

福岡市立老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 16 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第12号

福岡市立老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立老人福祉センター条例施行規則 (昭和43年福岡市規則第21号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第 1 のとおり」を「午前 9 時から午後 6 時まで」に改める。

第 3 条中「別表第 2 のとおり」を「毎週月曜日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第 2 条に規定する敬老の日 (以下「敬老の日」という。)) を除く。)、休日 (同法第 3 条に規定する休日 (敬老の日を除く。)) をいう。以下同じ。)、休日が月曜日である場合の翌日、敬老の日の翌日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日

まで」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公 告

福岡市公告第67号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和8年3月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
西部污水処理場 污水処理設備更新工事	福岡市中央区 天神一丁目8番1号 環境局施設部工場整備課	令和8年 1月9日	カナデビア株式会社 大阪市住之江区 南港北一丁目7番89号	4,690,620,000円	令和7年 8月21日

福岡市公告第68号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和8年3月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
-------------------------	-------------------------	----------------	----------------------	-------------	---------

ボートレース福岡映像配信機器賃貸借	福岡市中央区那の津一丁目7番5号 経済観光文化局ボートレース事業部開催運営課	令和8年1月27日	東京都港区港南二丁目16番1号 日本トーター株式会社	55,588,080円	特例政令第11条第1項第2号該当
-------------------	---	-----------	-------------------------------	-------------	------------------

福岡市公告第69号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和8年3月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
外向発売所映像配信機器賃貸借	福岡市中央区那の津一丁目7番5号 経済観光文化局ボートレース事業部開催運営課	令和8年1月27日	東京都港区六本木五丁目16番7号 株式会社日本レジャーチャンネル	223,638,558円	特例政令第11条第1項第2号該当

福岡市公告第70号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年3月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 工事が完了した工区の名称

第1工区

2 第1工区に含まれる地域の名称

福岡市東区香椎二丁目854番2、854番3、854番128、854番142、854番158、854番185から854番217まで、858番1から858番51まで、859番75、859番76、859番78、859番79、859番139から859番150まで、913番3から913番19まで、922番1、922番3から922番14まで、923番及び923番3並びに香椎三丁目910番1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区白金一丁目6番29号

株式会社 OKAMURA HOLDINGS

交 通 局

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和8年3月16日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第1号

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部を改正する規程

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「該当する」を「該当し、管理者による通学定期券（大人通学定期乗車券、小児通学定期乗車券、自転車駐車場共通通学定期乗車券及び自転車駐車場共通通学定期乗車券（原動機付自転車用）をいう。）を発売する施設としての認定（以下「発売認定」という。）を受けた」に改め、同項第1号中「で、管理者による通学定期券（大人通学定期乗車券、小児通学定期乗車券、自転車駐車場共通通学定期乗車券及び自転車駐車場共通通学定期乗車券（原動機付自転車用）をいう。）の発売が適当であることの認定（以下「発売認定」という。）を受けたもの」を削り、同項第2号中「で、発売認定を受けたもの」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる基準を満たす施設

ア 休業期間は、連続して12月以上となっていること。

イ 授業時間は、1年間に450時間以上を基準として定めていること。

ウ 教育課程及び生徒数に応じた必要数の教員（最低3人以上）が置かれていること。

第30条第2項を次のように改める。

2 発売認定を受けようとするもので、前項第1号及び第2号に該当するものは第1号、第2号及び第6号に掲げる書類を、前項第3号に該当するものは次の各号に掲げる書類を、通学定期券発売認定申請書（様式第2号）に添付して管理者に提出しなければならない

ない。

- (1) 設立の告示又は認可書の写し
- (2) 最寄りの駅及び利用状況を記載した書類
- (3) 学則又はこれに準ずるもの
- (4) 1年間の授業時間数を記載した書類
- (5) 教員の現在数を記載した書類
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、管理者が必要と認める書類

第31条を次のように改める。

第31条 削除

別記様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号

通学定期券発売認定申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市交通事業管理者

所在地

名 称

代表者

(担当者 TEL)

当校に対し、指定学校として、通学定期券の発売認定をされるよう次の書類を添付して申請します。

1. 設立の告示又は認可書の写
2. 最寄りの駅及び福岡市地下鉄利用の状況を記載した書類
3. 学則又はこれに準ずるもの
4. 1年間の授業時間数を記載した書類
5. 教員の現在数を記載した書類

※以下の教育施設については、上記3～5の書類は添付不要です。

- (1) 学校教育法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校
- (2) (1)以外の国公立の教育施設

様式第3号

通学定期券発売認定書

指定番号	
------	--

年 月 日

学校長 様

福岡市交通局
交通事業管理者

貴校に対し、次の条件により、年 月 日から 年 月 日まで通学定期券の発売認定をします。

(条件)

1. 学校最寄り駅は、 とする。
2. 通学定期券使用者は、貴校学生（生徒、児童、幼児）に限ること。
3. 通学定期券使用者に対し、通学証明書及び学生証、生徒証又は児童証（以下「学生証等」という。）を発行すること。
4. 通学証明書及び学生証等の発行に関しては、発行台帳を備え付け、その状況を明らかにできるようにすること。
5. 本局係員が通学証明書の発行に関する書類、その他関係書類の閲覧を求めたときは、いつでもこれを提出すること。
6. 通学証明書または学生証等を不正に発行しないこと。
7. 各条項に違反したときは、認定を取り消すことがある。
8. 定期券を新たに購入するときは、福岡市地下鉄お客様サービスセンター（定期券うりば）に有効な通学証明書を提出し、学生証等を提示するものとする。
9. 学校の所在地、名称、代表者、学期またはこれらに準ずる事項を変更した場合は、代表者は速やかに届け出なければならない。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和8年3月16日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第2号

福岡市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

福岡市交通局広告取扱規程（昭和56年福岡市高速鉄道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表 1 列車内広告の表ドア横広告の部364×515の款に次のように加える。

1・2号線 全4000系車掲出 1月	326,600円から 735,000円までの 範囲内で、管理者 が定める額
-----------------------	--

別表 2 駅広告の表駅名標下広告の項中「全駅」を「各駅各線」に、「1年」を「3月」に、「524,800円から2,598,400円まで」を「32,800円から194,880円まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の福岡市交通局広告取扱規程別表の規定は、この規程の施行の日以後に新たに掲出される広告について適用し、同日前から引き続き掲出されている広告については、なお従前の例による。

正 誤

発行年月日	公報番号 (別冊)	ページ	箇所	正 誤	
				誤	正
令和8年 2月26日	第7214号 (別冊)	6	上から 12行目	誤	昭和37年条例第28号
				正	昭和37年福岡市条例第28号